

中野地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成29年7月21日(金)

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
中野	1	<p>公民館補修補助金制度の創設について</p> <p>現時点で適応可能であれば、一般コミュニティ助成事業の資金等(自治総合センター宝くじ助成金, 総事業費の5分の3以内)による補助金活用などで, これを進めるのが最良かと考えるが, 本制度は抽選が前提であり実現の蓋然性は低い。</p> <p>当地区公民館は, 生活基盤の交流を図る場として, 地域にとっては必要不可欠な場所である。その維持のため, 公民館補修に関する補助金制度の新設を御検討願えないものだろうか。</p> <p>(滝の下町内会)</p>	<p>コミュニティセンター助成事業(自治総合センター助成金, いわゆる「宝くじ助成金」)につきましては, 土地の改修工事は助成事業の対象となっておらず, 建物についても大規模改修が対象となっております。</p> <p>現在, 市で行なっている自治公民館整備事業補助金制度も, 自治公民館の新築, 購入, 増改築及び修繕に要する経費に対する補助金であり, 土地の改修工事につきましては, 対象となっておりますが, 法面への雨排水などを改善するための, 公民館の建物に付随する施設修繕については, 現行の補助金制度の中での対応も考えられますので, 御相談いただきたいと存じます。</p> <p>なお, 補助額は修繕の場合, 全体経費の40%(上限400万円)までとなっております。</p>	市民部 市民協働推進課
		<p>滝の下公民館裏側の法面地盤沈下調査結果と対処方法について</p> <p>1 調査を行うことになった経緯</p> <p>町内会からの公民館裏側の法面地盤沈下への対応要望を受けて, 管財課は平成28年11月から12月にかけて, 盛岡市が指定した専門業者でもあるサンエスコンサルタント(株)によって, 滝の下公民館裏側の法面地盤沈下についての調査が行われた。</p> <p>2 調査結果の内容</p> <p>本公民館は, 自然地山の上に白滝川河川改修時の掘削土砂が盛土され, その上に建設されたものである。</p> <p>現段階では, 法面崩落による公民館建物への直接的影響は少ないものの, 法面崩壊により基礎地盤である礫混り砂質土層が露出などした場合に土層が劣化して, 現公民館建物に影響することになる。よって, 公民館の雨排水が法面に垂れ流しになっていることへの改善や, 西側斜面に対し擁壁保護のための吹き付け法枠工法などによって, 現在の盛土部分を保護していく対応策等が必要である。</p> <p>3 これに対処すべく公民館補修制度創設の提案</p> <p>零細な町内会が, 自分たちの公民館活動の維持のためとはいえ, 想定される補修費全額を負担することは容易ならざることである。</p> <p>盛岡市が建設した大きな公民館と自前の小さな公民館の補修との間に扱いに差があってはならないのではないかと。よって, 適応可能であれば一般コミュニティ助成事業の資金等(自治総合センター宝くじ助成金, 総事業費の5分の3以内)にも, 補助金が活用できるようにするか, 新たに公民館補修の平等化をはかることの目的で, 補修制度(補助金)を創設することが最良と考える。</p>		

中野地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成29年7月21日(金)

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>4 本調査結果に対する対応について 調査結果は、12月27日(火)午後2時から総務部管財課(コンサルタント会社が同席)によって、地元の市議はじめ、町内会会長等役員及び滝寿会(老人クラブ)、みどり会の役員に対して行われた。</p> <p>(1) 総務部管財課からは、盛岡市には底地貸与時に瑕疵責任はなく、市所有地を15年有余の間、無償で利用してきたのは滝の下町内会であるので、砂質土層が露出等した場合、貸与土地の一部は公民館使用土地外構でもあることから、一義的には、その責任は滝の下町内会にあると考えられる。 したがって、本件について町内会が対応策等をとる場合、管財課はその相談には乗るが、施工工事の主体は、町内会にあるとの見解が示された。</p> <p>(2) 滝の下町内会が、平成12年に公民館を建設するにあたり、借用した土地は、その敷地869.31㎡のうち町内会が借用したのは平坦な底地のみであり、今般、対応が必要とされる裏面の法面については、当初から盛岡市の指定公園地内のため、都市整備部公園みどり課所有のものである。このこともあって、町内会としては公園内の部分については、何らの措置も施せない状況下にあった。</p> <p>(3) 管財課の主張どおり、公民館敷地と公園内崖地は一体のもので、滝の下町内会が全てに使用者責任が存在するというのであれば、本件の対応策として、町内会が施工して、このゾーンに、今後の建物保全のための基盤部分を充実させる必要がある。そのため、先ずもって雨排水が垂れ流しになっていることの改善を図り、垂れ流しの擁護のために籠枠等の設置をもって、最小限の費用で有効な維持策を選択し、応分の費用負担を町内会が行うといった方法が考えられる。</p> <p>(4) その財政的裏付けとして、町内会には平成24年4月22日施行の「滝の下内会積立基金運用規定」による積立金の利用が考えられる。しかし、零細な町内会が自分たちの公民館活動の維持のためとはいえ、想定される基金の全てを投じ、補修費全額を負担することは容易ならざることである。</p>		
中野	2	<p>市道改良工事について</p> <p>①市道東中野14号線道路改良工事進捗状況について</p> <p>②東中野、門線道路改良工事進捗状況について</p>	<p>①市道東中野14号線の進捗状況につきましては、事業区間1,020mのうち残り整備区間が約220mとなっており、平成28年度の完成を目指して整備を進めておりましたが、用地交渉に時間を要しており、現在は平成30年度を目標に取り組んでいるところでございます。</p> <p>②市道東中野門線の進捗状況につきましては、事業区間695mの北側220m区間が整備済みとなっており、用地確保も約8割と進捗している状況ですが、用地交渉に時間を要している状況でございます。 したがって、今後予定している地元説明会において、進捗状況と今後の進め方について説明しながら、改めて事業への御理解と御協力をお願いしてまいりたいと存じます。</p>	建設部 道路建設課